○新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

平成28年3月25日
告示第58号

（目的）

第1条　この要綱は、老朽危険空き家を除却しようとする者に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、老朽危険空き家の除却を推進し、町民の生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において老朽危険空き家とは、町内に存し1年以上使用されていない建物で、老朽化により周囲に危害を及ぼすおそれがあるものをいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　老朽危険空き家の所有者

(2)　老朽危険空き家の所有者の法定相続人

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

(1)　町税の滞納がある者

(2)　老朽危険空き家の所有者のほかに所有権その他の権利を有する者（以下「共有者等」という。）がある場合において、当該老朽危険空き家の除却について、全ての共有者等の同意を得られない者

（補助要件）

第4条　補助金の交付の対象となる老朽危険空き家（以下「対象老朽危険空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　町長から空き家の適正管理について指導又は助言を受けているもの

(2)　主として居住の用に供されていたもの

(3)　別表第1による評点が100点以上であるもの

(4)　街並み、景観等良好な住環境保全の観点から、老朽危険空き家の除却について支障がないと認められるもの

（補助対象工事）

第5条　対象老朽危険空き家の除却工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　兵庫県の老朽危険空き家除却支援事業の対象となるもの

(2)　補助対象者が発注する対象老朽危険空き家の除却に係る工事で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者（町内に本店、支店等を有する法人又は個人事業者に限る。）が施工するもの

(3)　補助金の交付決定後に着手する工事であること。

(4)　補助金の申請をした日の属する年度の3月31日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の土曜日又は日曜日でない日）までに工事を完了し、実績報告書を提出できるもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1)　他の制度による補助金等の交付を受けて行う工事

(2)　建築物の一部を除却する工事

(3)　同敷地内で過去に本事業の補助金を受けたことのあるもの

（補助金の額等）

第6条　補助金の額は、別表第2補助対象経費欄に掲げる額に同表補助率欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同表補助金限度額欄に掲げる額を上限とする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（事前調査）

第7条　補助対象者は、交付申請をする前に、事前調査申込書（様式第1号）を町長に提出し、対象物件に対する事前調査を受けなければならない。

2　前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　位置図

(2)　空き家の現況写真

(3)　土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書

(4)　その他町長が必要と認める書類

3　町長は、第1項の申込書の提出があったときは、当該対象物件について立入調査を実施するものとする。

4　町長は、前項の立入調査の結果に基づき、周辺への影響及び危険性などを勘案した上で、当該対象物件が補助金の交付対象に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書(様式第2号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条　前条第4項の規定により当該対象物件を補助金の交付対象とする旨の通知を受けた補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　収支予算書(様式第4号)
(2)　実施計画書(様式第5号)
(3)　位置図
(4)　平面図
(5)　空き家の現況写真
(6)　土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書
(7)　相続人が申請する場合は、戸籍謄本等所有名義人との関係がわかる書類
(8)　対象工事に要する費用の見積書
(9)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条　町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査した上で、申請内容が適切であると認めたときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金交付決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付通知書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条　前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象工事の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第8号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第11条　交付決定者は、対象工事が完了したときは、実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1)　収支決算書(様式第11号)
(2)　実施報告書(様式第12号)
(3)　領収書及び工事契約書等の写し
(4)　対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真
(5)　廃棄物処理に関する処分証明書
(6)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条　町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、報告内容が適切であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第13号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条　前条の確定通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(2)　補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3)　この要綱又は関係法令に違反したとき。
(4)　その他町長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2　町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条　町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和3年6月25日告示第89号)

この告示は、令和3年6月25日から施行する。

別表第1(第4条関係)

老朽危険空き家判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	(1)　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		(2)　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1)　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		(2)　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(3)　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	(1)　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		(2)　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	(1)　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15	
		(2)　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
		(3)　屋根が著しく変形したもの	50	
防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1)　延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		(2)　延焼のおそれのある外壁の壁面数が3面以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

別表第2(第6条関係)

補助対象経費	補助率	補助金限度額
建物の除却工事費の額(その額が標準除却費のうちの除却工事費の額を超えるときは、当該除却工事費の額)	補助対象経費の3分の2	100万円

備考

(1)　建物の除却工事費とは、建物本体の解体、運搬、処分に要する費用をいい、家財道具の搬出等は含まないものとする。

(2)　標準除却費とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。

(3)　標準除却費は、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。

(4)　補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号(第7条関係)

様式第１号（第７条関係）

事前調査申込書

年　　月　　日

新温泉町長　　様

住　　所
氏　　名
電話番号

新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、空き家の事前調査を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

また、事前調査に際し、町職員及び町が必要と認めた者が、当該敷地及び家屋内へ立ち入ることを承諾します。

記

1　空き家の所在地　　新温泉町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　空き家の所有者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　空き家の形態種別　　1　戸建住宅　　2　併用住宅　3　共同住宅・長屋住宅

4　その他（　　）

4　空き家の構造種別　　1　木造　　2　鉄骨造　　3　鉄筋コンクリート造

4　その他（　　）

5　建築面積　　＿＿＿＿＿＿㎡

6　延床面積　　＿＿＿＿＿＿㎡

7　添付書類

（1）　位置図

（2）　空き家の現況写真

（3）　土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書

（4）　その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

様式第２号（第７条関係）

事前調査結果通知書

第　　号
年　　月　　日

様

新温泉町長　　印

年　　月　　日付けで申込みのあった老朽危険空き家事前調査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1　調査空き家

所在地　新温泉町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　調査結果

□ 補助対象と認めますので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第８条の規定による交付申請を行ってください。

□ 補助対象と認められません。

理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第3号(第8条関係)

様式第３号（第８条関係）

補助金交付申請書

年　　月　　日

新温泉町長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　空き家の所在地

新温泉町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　補助金交付申請額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　添付書類

（１）　収支予算書（様式第４号）
（２）　実施計画書（様式第５号）
（３）　位置図
（４）　平面図
（５）　空き家の現況写真
（６）　土地及び建物の登記事項証明書又は土地及び建物の固定資産証明書
（７）　相続人が申請する場合は、戸籍謄本等所有名義人との関係がわかる書類
（８）　対象工事に要する費用の見積書
（９）　その他町長が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

様式第４号（第８条関係）

収支予算書

１　収入の部　（円）

科　　目	予　算　額	摘　　要
町補助金		
自己資金		
計		

２　支出の部　（円）

科　　目	予　算　額	摘　　要
除却工事費		
計		

（注）収支の計はそれぞれ一致する。

様式第5号(第8条関係)

様式第５号（第８条関係）

実施計画書

空き家所在地	新温泉町
申請者氏名	
所有者氏名	
工事予定年月日	年　月　日～　年　月　日
種別	□戸建住宅　□併用住宅　□共同住宅・長屋住宅 □その他（　　）
構造	□木造　□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造 □その他（　　）
建築面積	㎡
延床面積	㎡
階数	地上　階／地下　階
工事費総額	円
① 解体費	円
② 運搬費	円
③ 処分費	円
④ 諸経費	円
⑤ 消費税	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
除却後の跡地活用方法	

注）工事費には家財道具の撤去、搬出、処分等は含まないこと。

様式第6号(第9条関係)

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新温泉町長　　印

補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　空き家所在地

２　事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

３　補助金の交付条件

交付決定者は、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第7号(第9条関係)

様式第７号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新温泉町長　　印

補助金不交付通知書

年　　月　　日付けで申請のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　補助金不交付決定理由

様式第8号(第10条関係)

様式第８号（第 10 条関係）

補助金変更交付申請書

年　　月　　日

新温泉町長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業について、下記のとおりその内容等を変更したいので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更理由

２　変更内容

３　添付書類
（１）　変更見積書
（２）　その他町長が必要と認める書類

様式第9号(第10条関係)

様式第９号（第 10 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新温泉町長　　印

補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金については、下記のとおり変更交付することを決定したので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

１　空き家所在地

２　事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円（変更前）
	円（変更後）
補助対象経費	円（変更前）
	円（変更後）
補助金の額	円（変更前）
	円（変更後）

３　補助金の交付条件

交付決定者は、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければなりません。

様式第10号(第11条関係)

様式第 10 号（第 11 条関係）

実績報告書

年　月　日

新温泉町長　様

申請者　住　所
氏　名
電話番号

年　月　日付け　第　号により交付決定のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業について、下記のとおり実施したので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1　空き家所在地

2　事業の着手年月日　年　月　日
　事業の完了年月日　年　月　日

3　添付書類
（1）　収支決算書（様式第 11 号）
（2）　実施報告書（様式第 12 号）
（3）　領収書及び工事契約書等の写し
（4）　対象工事の施工前、施工中、施工後の写真
（5）　廃棄物処理に関する処分証明書
（6）　その他町長が必要と認める書類

様式第11号(第11条関係)

様式第11号（第11条関係）

収支決算書

1　収入の部

科　　目	決　算　額	摘　　要
町補助金		
自己資金		
計		

2　支出の部

科　　目	決　算　額	摘　　要
除却工事費		
計		

（注）収支の計はそれぞれ一致する。

様式第12号(第11条関係)

様式第 12 号（第 11 条関係）

実施報告書

空き家所在地	新温泉町
申請者氏名	
所有者氏名	
工事年月日	年　月　日～　年　月　日
種別	□戸建住宅　□併用住宅　□共同住宅・長屋住宅 □その他（　）
構造	□木造　□鉄骨造　□鉄筋コンクリート造 □その他（　）
建築面積	㎡
延床面積	㎡
階数	地上　階／地下　階
工事費総額	円
①解体費	円
②運搬費	円
③処分費	円
④諸経費	円
⑤消費税	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
特記事項	
添付書類	□工事写真（施工前・施工中・施工後） □工事費内訳書
施工業者	年　月　日 所在地 会社名 代表者名 担当者名 電話番号

注）工事費には家財道具の撤去、搬出、処分等は含まないこと。

様式第13号(第12条関係)

様式第 13 号（第 12 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新温泉町長　　印

補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業について、下記のとおり補助金額を確定したので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1　空き家所在地

2　確定額
　　補助金の額　　円

様式第14号(第13条関係)

様式第 14 号（第 13 条関係）

補助金交付請求書

年　　月　　日

新温泉町長　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知のあった新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金について、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　金　　円也

2　振込先指定口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通　・　当座　（該当に○）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

（注意事項）
・口座名義人は交付決定者と同一人としてください。

様式第15号(第14条関係)

様式第 15 号（第 14 条関係）

第　　号
年　月　日

補助金交付決定取消通知書

様

新温泉町長　　印

年　月　日付け　第　号で交付決定をした新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金については、下記のとおり交付の決定を取消しましたので、新温泉町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

1　空き家の所在地

2　取消す補助金額　　円

3　取消しの理由